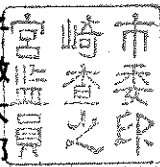




宮 監 公 表 第 1 9 号
令 和 4 年 3 月 3 0 日

宮崎市監査委員	河 野 まつ子	
宮崎市監査委員	荒 木 敏	
宮崎市監査委員	森 太	
宮崎市監査委員	黒 木 恒一郎	

定期監査措置状況の公表について

令和3年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
佐土原総合支所
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

(報告様式1)

令和3年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和3年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：佐土原総合支所)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
【指摘事項】 (地域市民福祉課) ①令和2年度の広幅複写機賃借料(再リース)に係る入札(見積)書について、契約金額及び100分の10に相当する額の記載をしていなかった。 ②令和2年度の委託業務について、見積書は執行伺の決裁後に徴すべきところ、それ以前に提出を依頼していた。 ・令和2年度佐土原総合文化センター舞台技術用務委託 執行伺書決裁日：令和2年2月10日 委託見積書依頼日：令和2年2月4日 ・令和2年度宮崎市那珂地区公民館夜間等総合案内業務委託 執行伺書決裁日：令和2年2月10日 委託見積書依頼日：令和2年2月4日 ・令和2年度佐土原地区農村環境改善センター管理業務委託 執行伺書決裁日：令和2年3月16日 委託見積書依頼日：令和2年2月17日 (農林建設課) ①宮崎市津倉市民農園の指定管理に係る管理運営業務仕様書8(2)経理規定について、「指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行う」とされているにもかかわらず、指定管理者への指導が不十分であったため、策定されていなかった。 ②令和3年度の水路に係る行政財産目的外使用料について、道路占用料条例により「占用物件の面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数の面積を切り捨てて計算する」と規定されているにもかかわらず、1平方メートル未満の面積を切り捨て、また、「占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、算定した額に100分の110を乗じて得た額とする」とされているにもかかわらず、100分	(地域市民福祉課) ①、② 財務規則等に基づく適正な事務処理を行うため、チェックシートを作成するとともに、担当者及び係員による精査を徹底するなど、決裁を受ける段階でのチェック体制を強化する。 また、総合支所全職員を対象に研修会を実施し、今回指摘された不適切事項について情報共有を行い、財務規則等に基づく事務処理の再確認を行う。 (農林建設課) ①指定管理者に指導を行い、経理規定を策定させた。 ②③ 道路占用料条例の算定基準に基づき、再算定し、精算業務を行った。今後は、チェックシートを作成し、決裁文書に添付のうえ、事務担当者及び係員、決裁権者による多重チェックを徹底する。 また、総合支所全職員を対象に研

の110を乗じることなく算定し徴収していた。

【正】 $180 \text{ 円} \times 100.71 \text{ m}^2 \times 1 \text{ 月} \times 110/100 = 19,940 \text{ 円}$

【誤】 $180 \text{ 円} \times 100 \text{ m}^2 \times 1 \text{ 月} = 18,000 \text{ 円}$

差額 1,940 円

- ③令和2年度の配電線路敷に係る公共物使用料について、支線柱については、その他の柱類の金額で算定すべきところ、第1種電話柱の金額として算定して徴収し、また、支線については、支線柱を支える支線は減免には該当しないにもかかわらず、免除していた。

【正】 $(63 \text{ 円} \times 8/12 \text{ 年}) + (6 \text{ 円} \times 5 \text{ m} \times 8/12 \text{ 年}) = 62 \text{ 円} \Rightarrow 100 \text{ 円}$

【誤】 $630 \text{ 円} \times 8/12 \text{ 年} = 420 \text{ 円}$

差額 320 円

修会を実施し、今回指摘された不適切事項について情報共有を行い、財務規則等に基づく事務処理の再確認を行う。

令和 4年 2月28日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

